

中心研究者・研究課題選定時における 利害関係者の排除について（案）

平成 21 年 6 月 29 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

- 1 支援会議及びワーキングチームの構成員は、プログラムに応募することができないものとする。
- 2 構成員は、応募者^{（注 1）}との関係において以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該応募者に係る案件の審査に参画することができないものとする。具体的には、構成員は、書面審査及びヒアリング審査において当該案件についての審査を行わないこととし、支援会議及びワーキングチームにおける当該案件に関する個別審議の際は、議論や判断に加わらないこととする。
 - a) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - b) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）
 - c) 同一の機関^{（注 2）}での所属関係
 - d) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - e) 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
 - f) その他中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある場合

（注 1）応募者とは、提出書類に記載された中心研究者及び共同提案者をいう。

（注 2）「同一の機関」の範囲については以下のとおりとする。

応募者と、

- ・ 大学、大学共同利用機関にあっては、同一の学部、研究科、研究所
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人にあっては、同一の研究所（機関全体としての「研究所」ではなく、機関内の組織として位置付けられる「研究所」をいう）、研究部門
- ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあっては、同一の機関
- ・ 民間企業にあっては、同一の会社、親会社、子会社